

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田辺市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

和歌山県田辺市長

公表日

令和6年5月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律及び和歌山県後期高齢者医療広域連合規約等に基づき、後期高齢者医療に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。</p> <p>①被保険者の資格管理 ②被保険者証及び限度額認定証等の発行事務 ③医療給付等に関する申請及び届出の受付 ④後期高齢者医療保険料の賦課・収納管理</p>
③システムの名称	1. 後期高齢者医療システム 2. 滞納管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 住民基本台帳システム 5. 住民基本台帳ネットワークシステム 6. 個人住民税システム 7. 中間サーバー 8. 和歌山県後期高齢者医療広域連合電算処理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 後期高齢者医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第9条(利用範囲)第1項、別表第一の59の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 83の項 (別表第二における情報照会の根拠) 82の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部保険課
②所属長の役職名	保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号 田辺市 市民部 保険課 0739-26-9926
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号 田辺市 市民部 保険課 0739-26-9926

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年5月7日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年5月7日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月1日	5.評価実施期間における担当部署	谷村 憲一	保険課長	事後	
令和1年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数 時点日	平成27年3月31日時点	令和1年6月25日時点	事後	
令和1年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 2 取扱者数 時点日	平成27年4月1日時点	令和1年6月25日時点	事後	
令和1年7月1日	Ⅳ リスク対策		新規追加	事後	
令和5年10月1日	I 関連情報 4 ②法令上の根拠	第19条 第7号	第19条 第8号	事後	
令和5年10月1日	I 関連情報 5 ①部署	市民環境部保険課	市民部保険課	事後	
令和5年10月1日	I 関連情報 7 請求先	市民環境部保険課	市民部保険課	事後	
令和5年10月1日	I 関連情報 8 連絡先	市民環境部保険課	市民部保険課	事後	
令和5年10月1日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数 時点日	令和1年6月25日時点	令和5年10月1日時点	事後	
令和5年10月1日	Ⅱしきい値判断項目 2 取扱者数 時点日	令和1年6月25日時点	令和5年10月1日時点	事後	
令和6年5月7日	I 関連情報 7 請求先	和歌山県田辺市新屋敷町1番地	〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号 田辺市 市民部 保険課 0739-26-9926	事後	
令和6年5月7日	I 関連情報 8 連絡先	和歌山県田辺市新屋敷町1番地	〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号 田辺市 市民部 保険課 0739-26-9926	事後	
令和6年5月7日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数 時点日	令和5年10月1日時点	令和6年5月7日時点	事後	
令和6年5月7日	Ⅱしきい値判断項目 2 取扱者数 時点日	令和5年10月1日時点	令和6年5月7日時点	事後	